5.2.2.3.2.2.　測定は少なくとも３回実施し、その結果からΔt_Eを計算するものとする。

5.2.2.3.2.3.　vにおいて設定されたシャシダイナモメータのF_E（v_j）は、以下の式で計算する。

$$F_E(v_j)=\frac{1}{3.6}\times m_i\times\frac{2\Delta v}{\Delta t_E}$$

5.2.2.3.2.4.　vにおけるεは、以下の式で計算する。

$$\varepsilon=\frac{|F_E(v_j)-F_T|}{F_T}\times 100$$

5.2.2.3.2.5.　シャシダイナモメータは、εが以下の基準を満たさない場合は再調整するものとする。

v≧50㎞／ｈでは、ε≦２％

30㎞／ｈ≦v＜50㎞／ｈでは、ε≦３％

v＜30㎞／ｈでは、ε≦10％

5.2.2.3.2.6.　εが基準を満たすまで上述した手順を繰り返し行うものとする。シャシダイナモメータの設定と実測した誤差を記録するものとする。

5.2.3.　分析計の較正

5.2.3.1.　各標準ガスボンベに取り付けられた圧力計及び減圧バルブを用いて、適切な量と圧力のガスを分析計に注入するものとする。各標準ガスボンベに注入された値を安定値として示すように装置を調節するものとする。ガスの容量が最大の標準ガスボンベで得られた設定を起点とし、多様な濃度の標準ガスボンベにより装置の検量線を決定するものとする。水素炎イオン化形分析計は、公称HC濃度がフルスケールの50％及び90％の濃度の空気とプロパンの混合ガス又は空気とヘキサンの混合ガスを使用して、少なくとも１ヶ月に１回の頻度で定期的に再較正するものとする。

5.2.3.2.　非分散型赤外線吸収分析計は、CO濃度がフルスケールの10％、40％、60％、85％及び90％の濃度の窒素とCOの混合ガス及び窒素とCO_2の混合ガスを使用して、少なくとも１ヶ月に１回の頻度で定期的に再較正するものとする。

5.2.3.3.　NO_x化学発光分析計は、NO_x濃度がフルスケールの50％及び90％の濃度の窒素と一酸化窒素の混合ガスを使用して、少なくとも１ヶ月に１回の頻度で定期的に再較正するものとする。

３つのタイプのいずれの分析計も、フルスケールの80％に相当する濃度で測定された混合ガスを用いて、一連の試験の前にそのつど較正をチェックするものとする。なお、100％の較正ガスを所定の濃度に希釈するために希釈装置を使用することができる。

5.2.4.　試験二輪車等の事前運転

5.2.4.1.　試験二輪車等を試験場所に移動し、以下の手順を実施するものとする。

試験二輪車等を運転するか押して行くことによってシャシダイナモメータに載せ、4.5.4.の試験サイクルを通じて運転するものとする。車両は、冷機状態である必要はなく、シャシダイナモメータの出力設定のために使用してもよい。

5.2.4.2.　アクセルワークやサンプリングシステムの確認のため、試験ポイントにおいて所定の運転スケジュールで練習走行を実施してもよい。ただし、排出ガスは採取しない。

5.2.4.3.　事前運転の完了から５分以内に、試験二輪車等をシャシダイナモメータからソーク場所まで運転するか押して行って駐車する。試験二輪車等は、低温条件によるタイプⅠテストの開始前の６時間以上36時間以下の時間にわたり保管するものとする。ただし、T^o、T^c又はT^pがソーク場所の大気温度に一致した場合はこの限りでない。

5.2.5.　排出ガス試験

5.2.5.1.　エンジンの始動及び再始動

5.2.5.1.1.　エンジンは、製作者の推奨する始動手順に従って始動させるものとし、試験サイクル走行は、エンジンが始動したときに開始するものとする。

5.2.5.1.2.　オートマチックチョークを装備した試験二輪車等は、チョークの設定等について製作者の推奨に従って作動させるものとする。ギアはエンジン始動から15秒後にギアを入れるものとする。必要があれば、駆動輪が回らないようにするためにブレーキを掛けてもよい。

5.2.5.1.3.　マニュアルチョークを装備した試験二輪車等は、製作者の推奨に従って作動させるものとする。取扱説明書等に時間が記載されている場合は、推奨された時間から15秒以内の範囲で作動させるポイントを指定することができる。

5.2.5.1.4.　エンジンの作動を維持するために必要であれば、チョーク、スロットル等を使うことができる。

5.2.5.1.5.　取扱説明書等にエンジン暖機始動手順が記載されていない場合は、エンジン（オートマチックおよびマニュアルチョークエンジン）の始動は、スロットルを半分ほど開いて、エンジンが始動するまでクランキングすることによって行うものとする。

5.2.5.1.6.　コールドスタートの際に、10秒間以上エンジンをクランキングするか、マニュアル始動手順を10回実施しても試験二輪車等が始動しない場合は、クランキングを中止し、始動しない理由を決定するものとする。この診断中は、ＣＶＳ装置の回転カウンタはオフにし、サンプルのソレノイドバルブはスタンバイ位置に設定するものとする。また、この診断手順中は、ＣＶＳ装置のブロワをオフにするか、テールパイプから排気チューブを抜くものとする。

5.2.5.1.7.　エンジンが異常始動した場合は、推奨された始動手順（チョークの再設定など）をやり直すものとする。

5.2.6.　運転について

5.2.6.1.　試験二輪車等は、規定の速度を維持するための最小限のアクセル装置の操作をすることによって運転するものとし、ブレーキとアクセル装置の操作を同時に使用することは認めない。

5.2.6.2.　試験二輪車等が規定の速度で加速することができない場合は、ローラの回転速度が運転スケジュールの当該時点の規定値に達するまでアクセル装置を全開にした状態で運転するものとする。

5.2.7.　シャシダイナモメータ試験の実施

5.2.7.1.　シャシダイナモメータ試験は、4.5.4.に記述した一連の方法で実施する。

5.2.7.2.　各試験は、以下の手順で実施するものとする。

(a)　エンジンを始動させずに試験二輪車等の駆動輪をシャシダイナモメータに載せる。

(b)　車両冷却ファンを作動させる。

(c)　すべての試験二輪車等において、サンプル切り替えバルブをスタンバイ位置にして、真空のサンプル回収バッグを希釈排出ガス及び希釈空気サンプル回収システムに接続する。

(d)　ＣＶＳ装置（まだ始動していない場合）、サンプルポンプ及び温度記録装置を作動させる。(試験の開始前に、サンプルライン及びＣＶＳ装置の熱交換器を使用している場合は、当該熱交換器をそれぞれの作動温度まで予熱しておくことが望ましい。)

(e)　サンプル流量を所定の流量に調整し、ガス流量測定装置をゼロに設定する。

CO等のサンプルバッグ（HCのサンプルを除く。)の場合、最低流量は0.08ℓ／ｓである。

HCのサンプルバッグの場合､水素炎イオン化形分析計(ＦＩＤ)における最低流量は0.31ℓ／ｓである。

(f)　フレキシブル排気チューブを試験二輪車等のテールパイプにつける。

(g)　ガス流量測定装置を作動させ、サンプル流が排出ガスサンプルバッグ及び希釈空気サンプルバッグに入るようにサンプル切り替えバルブを設定する。エンジンのスタートボタン等により、エンジンのクランキングを開始する。

(h)　エンジンが始動してから15秒後に、トランスミッションのギアを入れる。

(i)　エンジンが始動してから20秒後に、運転スケジュールの最初の加速を開始する。

(j)　4.5.4.に規定した運転サイクルに従って試験二輪車等を運転する。

(k)　パート１又は低温条件による低速でのパート１が終了したら、それと同時にサンプル流を最初のバッグ及びサンプルから切り替えて２番目のバッグ及びサンプルに送り、使用していたガス流量測定装置を切って、新たなガス流量測定装置を作動させる。

(l)　クラス３の試験二輪車等の場合、パート２の終了と同時に、サンプル流を２番目のバッグ及びサンプルから切り替えて３番目のバッグ及びサンプルに送り、使用していたガス流量測定装置を切って、新たなガス流量測定装置を作動させる。